

# 居宅介護支援事業所重要事項説明書

(令和6年4月1日 現在)

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-389-6878 〈月～土曜日 9:00～18:00〉

## 2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	和光園居宅介護支援事業所
所在地	東京都多摩市和田1532番地
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (東京都 第 1375000054 号)
サービスを提供する実施地域 *	通常の事業の実施地域は多摩市内とする

\*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 3名

事務員 1名

(3) 営業時間

月～土曜日 午前9時から午後6時まで。

(日曜・12月29日～1月3日は休業)

\*ただし、急を要するご相談は年中無休24時間受け付けています。

相談電話 042(389)6878

## 3. 居宅介護支援の内容

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 居宅サービス事業者、医療機関等との連絡調整
- (3) サービス実施状況の評価
- (4) 利用者状態の把握
- (5) 給付管理
- (6) 要介護認定申請に係る協力、援助
- (7) 相談業務

## 4. 居宅サービス計画について

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面談して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業所等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- (3) 当該地域における指定居宅介護サービス事業者等に関するサービス内容の説明及び当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能である旨の説明を行います。

- (4) 利用料等の情報を適正に利用者及び家族に提供し、利用者に複数の事業所の紹介を求めることが可能である旨の説明を行い、サービスの選択を求めます。
- (5) 居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。
- (6) 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付します。  
訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- (7) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- (8) 居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅介護支援等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料について利用者及び家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- (9) 介護支援専門員は障害福祉制度の相談支援専門員との密な連携を促進するため、特定相談支援専門員との連携に努めます。
- (10) 通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置づける場合には、市町村にケアプランを届け出て地域ケア会議の開催等により、届け出したケアプランの適正検証を行います。
- (11) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合は別紙の通りです。
- (12) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

## 5. 利用料金

### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

- ・居宅介護支援料は介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり

(居宅介護支援利用料)	要介護1	要介護2	¥12,076	
	要介護3	要介護4	要介護5	¥15,690

なお法定料金として次の加算がございます。初回加算として ¥3,336、退院・退所加算としてカンファレンス参加が無く連携が1回の場合は¥5,004、連携が2回以上の場合は¥6,672、カンファレンスの参加が有り連携が1回の場合は¥6,672、2回の場合は¥8,340、3回の場合は¥10,008となり、入院時情報連携加算としては入院当日の情報提供において¥2,780、3日以内の場合は¥2,224、ターミナルケア加算として¥4,448、通院時情報連携加算として¥556、緊急時等居宅カンファレンス加算として¥2,224を必要時に算定させていただきます。又、特定事業所加算として（加算Ⅰ）¥5,771（加算Ⅱ）¥4,681、（加算Ⅲ）¥3,591、（加算A）¥1,267のいずれかをご利用料金として頂きます。

### (2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の



## 10. 当法人の概要

法人種別・名称 社会福祉法人 大和会  
代表者氏名 理事長 湖山 泰成  
所在地・電話 東京都多摩市和田1547番地  
042-376-3555

施設・拠点等	特別養護老人ホーム	2カ所
	ケアハウス	1カ所
	短期入所生活介護事業	2カ所
	通所介護事業	1カ所
	認知症対応型通所介護事業所	1カ所
	訪問介護事業	1カ所
	居宅介護支援事業	1カ所
	高齢者サービスセンター	1カ所
	多摩市西部地域包括支援センター	1カ所
	診療所	1カ所
	保育園	1カ所
	多摩市第二小学校学童クラブ	1カ所
	シルバーピア	1カ所

(付属別紙)

## 要介護および要支援認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に

### 関する重要事項説明書

利用者が要介護および要支援認定（以下、「要介護認定等」といいます）申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

#### 1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定等までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

#### 2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

#### 3. 要介護認定などの結果、自立（非該当）となった場合の利用料について

要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合は、利用料をいただきません。

#### 4. 注意事項

要介護認定等の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、認定前には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定等の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	多摩市和田1532番地	
	名称	社会福祉法人 大和会	
		和光園居宅介護支援事業所	印
	説明者		印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名 印

(代理人)

住 所

氏 名 印

# 居宅介護支援解約届

私は、和光園居宅介護支援事業所と締結した「居宅介護支援利用契約書」を解約したく、規定の従って届け出します。

年 月 日

利用者 氏名 印

住所

代理人 氏名 印

住所

\*この届出は、解約を希望される時にご使用ください。